

1. 件名：「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 HTTR 原子炉施設の新規制基準への適合性の確認に関する事業者ヒアリング（217）」

2. 日時：令和2年12月9日（水）18時05分～19時45分

3. 場所

（1）原子力規制庁10階南会議室

（2）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

※ 本ヒアリングは、テレビ会議にて実施

4. 出席者

（1）原子力規制庁 原子力規制部

新基準適合性審査チーム

戸ヶ崎安全規制調整官、榎見安全審査官

専門検査部門

大和田原子力専門検査官

（2）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室 担当者

大洗研究所 高温工学試験研究炉部長 他3名

5. 議事要旨

（1）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、平成30年10月17日付けで申請（令和2年12月2日付けで一部補正）のあったHTTRの新規制基準適合性に係る大洗研究所（北地区）原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）の変更認可申請^{※1}の希望認可時期等について、配付資料に基づき説明があった。

（2）上記（1）の説明に対して、原子力規制庁から、主に以下を伝えた。

○ 保安規定の変更認可申請が、現在審査中のHTTRの変更に係る設計及び工事の計画の認可（以下「設工認」という。）申請（第4回申請）^{※2}に関する設備等に係る規定を含むことから、保安規定変更認可申請の認可時期は、設工認申請の認可によって関係する設備等が確定した後となること

（3）原子力機構から、上記（2）に関連して、施設管理者を定めていない通信連絡設備に係る使用前事業者検査及び多量の放射性物質等を放出する事故等に係る教育・訓練を、現行の保安規定に基づいて実施してよいか質問があり、原子力規制庁が担当部署に確認の上回答する旨伝えた。

6. 配付資料

（1）原子力機構からの配付資料

資料1 高温工学試験研究炉（HTTR）の運転再開時期と各種認可希望時期について

※1 [日本原子力研究開発機構から HTTR 原子炉施設の新規制基準適合性に係る保安規定変更認可申請の一部補正を受理\(令和2年12月2日ホームページ掲載\)](#)

※2 [日本原子力研究開発機構から HTTR（高温工学試験研究炉）の変更に係る設計及び工事の方法の認可に係る申請（第4回申請）を受理\(令和2年3月30日ホームページ掲載\)](#)